特別記事

万全を期すための「インボイス制度」最終チェック!

伯母敏子税理士事務所代表
税理士
伯母　敏子

いよいよことし10月１日から「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」がスタートします。インボイス制度導入が直前に迫るなか、中小企業に求められる対応を再度確認したうえで、漏れはないか最終チェックします。

- ☑ インボイス制度のおさらい
- ☑ 求められるインボイス対応とは
- ☑ 従業員への周知･徹底のポイント
- ☑ 対応漏れを防ぐ最終チェックリスト

インボイス制度のおさらい

インボイス発行事業者になるには

インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）になるには、納税地を所轄する税務署長に登録申請を行なう必要があります。登録申請の方法には、紙の申請書に記入して税務署に持参、あるいは各国税局（所）のインボイス登録センターに郵送、またはe‐Taxを使って申請書に入力する電子申請があります。

図表1　インボイスの要件を満たす事項（原則）

❶ 請求書を発行する事業者の氏名または名称
❷ 請求書を発行する事業者のインボイス番号（適格請求書発行事業者登録番号）
❸ 請求書を受領する相手の氏名または名称
❹ 取引年月日
❺ 取引の内容（軽減税率対象の場合にはその旨）
❻ 適用税率（10%対象、あるいは軽減税率8%対象）
❼ 税率ごとに区分して合計した対価の額
❽ 税率ごとに区分した消費税額等

(1) 令和5年10月1日からインボイスを発行できる事業者

制度開始日からインボイスを発行するには、令和5年9月30日までに登録申請手続きが必要です。令和5年9月30日までに申請書を提出した場合は、令和5年10月1日までに登録通知が届かなくても、登録を受けたものとみなされます。

(2) インボイス制度開始後の取扱い

制度開始日後であっても、申請をして、登録を希望する日（提出日から15日以降の登録を受ける日として事業者が希望する日）からインボイス発行事業者になることができます。

(3) インボイス登録を取りやめる場合の手続き

インボイス発行事業者の登録を取りやめる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出する必要があります。

この届出書の提出期限は、取りやめたい課税期間の初日から起算して15日前の日までです。

インボイス発行事業者に求められること

(1) インボイス発行の義務

インボイス発行事業者になると、国内において課税資産の譲渡等を行なった場合に、取引相手である課税事業者の求めに応じて、インボイスあるいは簡易インボイス、必要に応じて返還インボイスを発行する義務が課せられます。

ただし、返還インボイスは税込1万円未満の返金等であれば発行が免除されています。

(2) 消費税の確定申告および納付の義務

課税事業者となれば、当然、消費税の申告義務が生じます。インボイス制度の開始を機に課税事業者を選択した場合、令和5年度の消費税の課税期間は、令和5年10月1日から各事業者の事業年度の末日までです（初年度は変則的な期間になる可能性があります）。

外注先・仕入先への支払いや経費支払い時の取扱い

(1) インボイスを受領・保存する

自社が支払った消費税について、仕入税額控除をするためには、支払先から**図表1**の要件を満たすインボイスを受領して保存し、取引を帳簿に記載する必要があります。

(2) インボイスがなくても仕入税額控除ができる場合

取引の実態から鑑みて、インボイスの発行・受領が困難な場合があります。

また、事務作業の煩雑さを緩和するための措置がいくつか定められています。

つまり、インボイス制度の開始後も、インボイスの受領が免除される場合や、インボイスの代わりになるものを発行・受領できることがあります。

① インボイスの受領が困難である場合

次のⅠ～Ⅴのような取引では、

インボイスの受領がなくとも、帳簿への記載のみで仕入税額控除が認められます。

Ⅰ　公共交通機関である船舶、バスまたは鉄道による旅客の運送（3万円未満のもの限定）

個々の商品（切符1枚）の金額や月ごとの合計金額ではなく、1回の取引の税込価額が3万円未満かどうかで判定されます。

Ⅱ　出荷者が卸売市場において行なう生鮮食料品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行なうもの限定）

Ⅲ　生産者が農業協同組合、漁業協同組合または森林組合等に委託して行なう農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行なうもの限定）

ⅡとⅢは、出荷者や生産者が金額を決めることができないという事情に配慮されています。

Ⅳ　自動販売機等により行なわれる課税資産の販売等（3万円未満のもの限定）

ここでいう自動販売機等とは、お金を投入してその場でモノやサービスの提供を受けることができる機械を指しています。

Ⅴ　郵便切手を対価とする郵便サービス（郵便ポストに差し出されたもの限定）

郵便サービスの提供は、ポストに投函した瞬間から受けることになりますが、ポストはインボイスを発行してくれない、という考え方です。

気を付けなければならないのは、これらの場合にインボイスの受領は免除されますが、帳簿の記載は免除されません。会計ソフトを利用していれば取引を入力することで伝票が起票され、各種の帳票も自動的に作成されますが、会計ソフトの仕様変更に慣れるまでの期間、少し手間取るかもしれません。

②　簡易課税制度を選択している事業者の場合

簡易課税制度を選択している事業者は、消費税の計算をみなし仕入れ率を用いて行ないます。

みなし仕入れ率は、業種ごとにあらかじめ一定割合が定められているため、インボイス受領の有無にかかわらず税額控除の計算ができます。

簡易課税の検討にあたっては、以下の条件や注意事項を確認しておく必要があります。

- ●基準期間（個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人はその事業年度の前々事業年度）の課税売上高が５０００万円以下
- ●簡易課税を適用したい課税期間初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出
- ●事業を廃止しない限り、2年間連続して適用した後でなければ、簡易課税の適用をやめることはできない

③　一定規模以下の事業者の少額取引の場合

令和5年10月1日から令和11年9月30日までを適用対象期間とする「少額特例」の経過措置です。基準期間の課税売上高が1億円以下、または特定期間（個人事業者については前年1月から6月までの期間、法人については前事業年度の開始の日以後6月の期間）における課税売上高が５０００万円以下の事業者を対象にしています。

対象になる事業者は、税込1万円未満（少額）の課税仕入れであれば、インボイスを保存していなくても一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除ができます。

ちなみに、取引先がインボイス発行事業者かどうかは問題ではなく、免税事業者であっても同様とされています。

「税込1万円未満の課税仕入れ」に該当するか否かについては、「1回の取引」の課税仕入れの金額（税込）が1万円未満かどうかで判定をします。

つまり、商品ごとの単価により判定するものではありません。たとえば、４０００円の商品と８０００円の商品を同時に購入した場合（合計1万２０００円）は対象外となります。

なお、少額特例で注意したいのは、インボイスの保存を免除しているにとどまり、インボイス発行事業者の発行義務が免除されているわけではないことです。そのため、インボイス発行事業者は、課税事業者から要求された場合にはインボイスを発行する必要があります。

④　80%・50%税額控除の経過措置

インボイス制度開始後は、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れに関しては、仕入税額控除

が行なえないのが原則ですが、一定期間は、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れでも、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなし、控除ができる経過措置が設けられています。

令和5年10月1日から令和8年9月30日までは、仕入税額相当額の80％を仕入税額とみなし、控除できます。

令和8年10月1日から令和11年9月30日までは、仕入税額相当額の50％を仕入税額とみなし、控除できます。

つまり、この期間中は、インボイス発行事業者以外からの課税仕入れでも、一部の仕入税額を控除することが可能だということです。

この経過措置の適用を受けるためには、一定の事項が記載された帳簿の作成・保存と、区分記載請求書の要件を満たした請求書等の受領・保存が必要になります（**図表2**）。

図表2　経過措置適用のために記載すべき事項

作成する帳簿に記載すべき事項

- **課税仕入れの相手方の氏名や名称**
- **課税仕入れを行なった年月日**
- **課税仕入れに係る資産や役務の内容**
  - ㊥軽減対象資産の譲渡等に関する情報
- **経過措置の適用を受ける課税仕入れであることを示す明示**
  - ㊥「80％控除対象」といった記載
- **課税仕入れに係る支払対価の額**

※特定の記号・番号等を利用して、「経過措置の適用を受ける課税仕入れである」ことを示す方法も認められている

区分記載請求書等の要件を満たした請求書等に記載すべき事項

- **書類の作成者の氏名や名称**
- **課税資産の譲渡等を行なった年月日**
- **課税資産の譲渡等に係る資産や役務の内容**
- **税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の税込価額**
- **書類の交付を受ける当該事業者の氏名や名称**

新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった場合

インボイス制度の導入に伴い免税事業者からインボイス発行事業者になった事業者は「2割特例」の対象になります。業種にかかわらず、売上げに係る消費税額から売上税額の8割を差し引いて納付税額を計算することができます。基準期間の課税売上高が1000万円を超える事業者、資本金1000万円以上の新設法人、また特定の資産を取得して税額控除を行なった事業者等は、特例の対象外です。

「2割特例」の適用対象期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間です。特例の適用にあたって事前の届出は不要で、消費税の申告書に2割特例の適用を受ける旨を記載するだけで適用できます。

また、いったん適用したら翌課税期間も継続しなければならないといったことはなく、課税期間ごとに適用するかどうかを判断することができます。

ただし、令和8年9月30日までの期間で、基準期間の課税売上高が1000万円を超えるなど、課税事業者判定で課税事業者になる事業年度は2割特例を選択することができません。

ちなみに、事前に簡易課税制度の選択をしていたとしても、2割特例の適用は可能です。

求められるインボイス対応とは

インボイス発行事業者であることを周知する

インボイス発行事業者になると、国税庁の「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」に情報が公表されます。公表される事項は、次のとおりです。

- ●氏名または名称
- ●法人の場合：本店または主たる事務所の所在地
- ●登録番号
- ●登録年月日
- ●最終更新年月日
- ●登録取消年月日、登録失効年月日

なお、インボイス発行事業者が希望する場合に限り、次の情報を公表することもできます。

●個人事業者の主たる屋号
●個人事業者および人格のない社団等の本店または主たる事務所等の所在地

適格請求書発行事業者登録簿に記載されると、インボイス発行事業者はこれらの事項を公表され、インボイス発行事業者であることが明白になる、というわけです。

このように、インボイス発行事業者としての情報は公表されますが、取引先に公表事項を調べてもらえばよい、というスタンスではなく、自社がインボイスを発行する事業者であることを積極的に知らせることが重要です。

制度開始前に確認すること

令和5年10月1日前後は、経理の業務は多少なりとも混乱することが予想されます。

そうした混乱を極力抑えるために、事前に確認しておくべきことがあります。

まず、取引先がインボイス発行事業者なのか、そうでないのかを知っておくことが第一歩です。インボイス発行事業者なら、インボイス番号を事前に確認し、インボイスの発行方法を共有します。

インボイス番号の事前確認は、国税庁の公表サイトで調べるほか、取引先に直接ヒアリングするケースも多く見られます。

国税庁のサイトには、登録申請をしている最中で、まだ登録簿に記載されていない状態の事業者は掲載されないため、リアルタイムで確認を取りたい場合は、直接ヒアリングするしかありません。

また、今後インボイス発行事業者を選択するか否かの方向性についても確認しておきましょう。

ヒアリングする場合、Googleフォームなどを使ってアンケートをとったり、郵便でやり取りしたりする事例を散見します。

先方のことを聞く際には、自社側のインボイスに関する情報を開示するよい機会にもなります。

開示する事項は、インボイス番号、インボイスの発行方法、今後の価格交渉に関する方針等を伝えることができれば、取引先に安心感を与えられるでしょう。

インボイスをどのような方法で発行するかについては、紙で直接手渡しする、郵便で送る、FAXで送る、PDFをメールに添付して送る、ウェブサイトからダウンロードできるシステムを利用する、ログインしたマイページから確認するなど様々な方法があるため、行き違いが発生してトラブルにならぬよう、具体的に共有しておきましょう。

また、日常的にリベートの支払いがある場合などには、返還インボイスが必要になるため、どのようにやり取りをするのかを決めておくとスムーズです。

これらを踏まえ、アンケートの内容は、インボイス発行事業者なのか否か、インボイス番号、どんな方法でインボイスを発行するのか、まだ登録申請していない場合には今後インボイス発行事業者を選択する予定があるのか等、共有したい情報を設定しましょう。

税額控除の要件を満たすインボイスの発行

取引先に発行するインボイスは、19ページ図表1の要件を満たす必要があります。

受け取ったインボイスが要件を満たしたものであるかの確認をし、もし、その内容に不備があれば、原則、発行者に再発行してもらわなければなりません。

そのため、発行する立場からも受領する立場からもチェック体制を整えて、経理以外の従業員も、インボイスの要件チェック事項を確認できるように、箇条書きにした確認シートを掲示・携帯しておくなどの対策を行ない、経理担当者に余計な負担をかけないようにしましょう。

ちなみに、支払明細書や支払通知書などで仕入税額控除を受けることも可能です。再発行が間に合わない場合などには、支払相手のインボイス番号など必要事項を記載した支払明細書等を作成し、定められた方法で支払相手の確認を受け、それを保存することでインボイスに代えることができます。

インボイスに不備があった場合に、どのようなフローで業務を進めるのか、あらためて社内で検討し、ルールをつくりましょう。

多くの取引では、月に1度、請求書等をやり取りするケースが多いと思われます。ですが、取引の内容によっては、その都度納品書等を発行したり、そもそも請求書等を発行しない場合もあります。

そのようなケースで、仕入税額控除の要件を満たすインボイスの発行についてみておきましょう。

図表3　請求書と納品書で記載事項を満たす場合の例

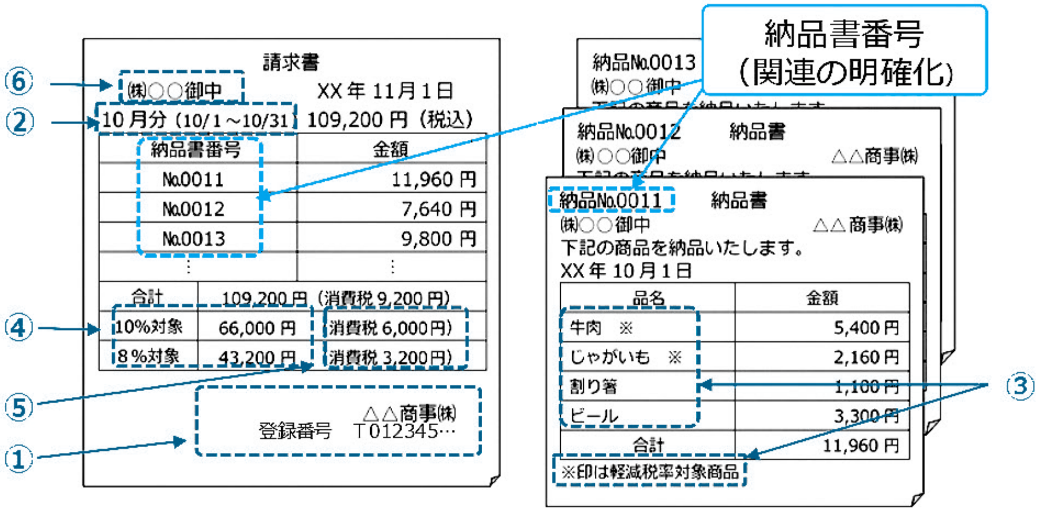

① インボイス発行事業者の氏名または名称および登録番号
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜きまたは税込み）および適用税率
⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
⑥ 書類を受領する事業者の氏名または名称

(1) 取引の都度納品書を発行し、締め日に合算した請求書を発行するケース

インボイスとは、必要な詳細情報が記載された請求書や納品書などの書類を指しますが、すべての情報が1つの書類に記載されている必要はなく、複数の書類で情報を補完し合うことも可能です。

たとえば、請求書と納品書が互いに関連しており、これら複数の書類で要件となる記載事項を満たしていれば、それらを合わせて1つのインボイスとみなすことができます（**図表3**）。

(2) 契約に基づいた取引で請求書を発行していないケース

契約書に基づいて代金決済が行なわれ、取引ごとに請求書や領収書を発行しない場合でも、仕入税額控除を受けるためには通常、インボイスの保存が必要です。

インボイスは一定期間の取引をまとめて発行することも可能で、賃借料などのインボイスを一定期間分受け取り、保存することで対応が可能です。

また、複数の書類で情報を補完し合えば問題ないため、もともとの契約書に一部の情報が記載されていることに加え、インボイスの要件を追記する別の書類が併せて保存されていれば、仕入税額控除の要件を満たすことができます。

たとえば、取引年月日以外が記載された契約書と取引年月日を示す通帳を保存することで、要件を満たすことができますし、家賃を口座振込で支払う場合には、インボイス要件の一部が記載された契約書と振込金受取書を保存することで、同様に要件を満たすことができます。

(3) 不特定多数の顧客に商品やサービスを提供するケース

小売業、飲食店業、タクシー業など、不特定多数の顧客に対して商品やサービスを提供する業界においては、インボイスの記載事項を簡略化した簡易インボイス（適格簡易請求書）を発行することが認められています。

簡易インボイスの記載事項はインボイスよりも簡略化されており、たとえば、「書類の発行を受ける事業者の氏名または名称」の記載が不要である点や、「税率ごとに区分した消費税額等」か「適用税率」のどちらか一方だけ記載すればよい点が特徴です。

従業員への周知・徹底のポイント

インボイス制度による影響を理解してもらう

インボイス制度の導入は、経理業務等へ影響を与えるだけではなく、取引先からインボイスを受領できなければ、消費税納税額が増加してしまうことは、ほぼ間違いありません。

そのため、全社的にインボイス制度を周知することも、重要です。

制度開始直後は、経過措置があることで、影響の波は緩やかですが、いずれ経過措置の適用期間は終わります。それまでを準備期間と捉え、確実に体制を整えていきましょう。

自社の従業員に求められる対応

(1) 取引先からインボイスを受領した場合

取引先から請求書や領収書を受領したら、まず担当者がインボイスなのか否かをチェックします。

インボイスであれば、インボイス番号の記載があるか、税率ごとに区分されているか等、前述したインボイス要件を確認し、経理担当者に渡す前に、確認済みの状態をつくれることが理想です。

(2) 取引先からインボイスを受領することができない場合

「80%・50%税額控除」の経過措置を適用するには、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の受領が必要であることも、担当者に知っておいてもらわなければならない必須事項です。

また、取引先がインボイス発行事業者を選択するか迷っているときにアドバイスできるように、簡易課税を選択できることや、2割特例のように、免税事業者がインボイス発行事業者を選択する際の支援措置などがあることを知っておくのも、自社の取引先からインボイスを多く受領できるように取り計らう視点から有効です。

取引先との交渉における注意点を知ってもらう

制度を理解すると、インボイスを発行できない相手と、これまでどおりの価格で取引を継続することに疑問を感じる担当者もいるかもしれません。

取引関係は、発注している側に優位性がある、というのが一般的です。その立場の違いを利用し、半ば強引に、取引価格の値引きを要請したり、取引自体の中止をちらつかせたりしてしまう危険があります。

このような行為は公正な取引ではないとして、厳しく罰せられる可能性があります。

取引の価格交渉では、双方が平等な意見交換をしたうえで合意をとりつけることを心がけなければならない、ということは全社的に共有しておきましょう。

対応漏れを防ぐ最終チェックリスト

インボイス発行時のチェック

☑ どの書類をインボイスとするのかを確認しておく

現在、各取引先とのやり取りで、どんな書類を発行しているのかすべて列挙してみましょう。

たとえば、見積書、注文書、納品書、受領書、請求書、領収書といった書類が挙げられます。

そして、現在発行している書類のうち、どの書類をもってインボイスの要件を満たすのか、ということを検討します。

書類の種類が複数あり、すべてを合わせて取引が成り立っているのであれば、複数書類でインボイス要件を満たすことも可能です。

また、紙で発行して郵送する、電子で発行してメールで送付するなど、どのような方法で発行するのかを取引先と共有することにより、双方がスムーズにインボイス制度に対応できます。

現在使用している書式のどの部分を修正すべきかを検討する

これまでの書類に追加する事項は、インボイス番号・適用税率・税率ごとに区分した消費税額などです。

また、税率ごとに区分した消費税額に1円未満の端数が生じた場合、1インボイスあたり税率ごとに1回だけ端数処理を行ないます。複数回の端数処理を行なうフォーマットを利用していた場合は、修正が必要です。

複数の書類で1つのインボイスとすることも可能なので、新たに書式をつくらず、これまで発行していた書類を活用するほうが手間は少なく済むと思われます。

また、取引先が作成する仕入明細書や支払通知書等を受け取り、その内容どおりに支払いを受けている場合は、それらの仕入明細書や支払通知書を仕入税額控除の要件を満たすものに変えてもらう方法もあります。

取引先とインボイス登録事業者である旨、インボイスの発行方法等を共有する

インボイス登録を受けた旨、何をインボイスとするか、インボイスの発行方法などについて、自社と取引先との間で認識を共有することは、双方にとってメリットがあります。

こちらも準備を行なっている、と伝えることにより、継続的な取引で培った信頼関係を維持できることに繋がりますし、取引先が電子インボイスの受入れ体制を整える必要がある場合でも、時間的余裕をもって伝えることで、安心感を与えることができます。

発行したインボイスの保存方法や売上税額の計算方法の検討

発行したインボイスの写しの保存は、発行した書類そのもののコピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。

売上税額の計算方法には、割戻計算と積上計算があります。売上税額を積上計算とすると、仕入税額も積上計算することになりますから、確認が必要です。

価格の見直しを検討する

消費税の仕組みやインボイス制度を理解すると、いままでとは異なる視点で消費税を考えるようになるかもしれません。

とくに免税事業者だった場合は、商品やサービスの価格について、消費税分を加味して見直しをするよい機会です。

インボイス受領時のチェック

仕入経費についてインボイスが必要な取引か確認する

突発的な取引や少額取引についても、原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。取引発生段階でインボイスを受領できるのか否かの確認が常に必要になるということは、社内でも周知が必要です。

継続的な取引については仕入先と事前に相談する

仕入先がインボイス発行事業者かどうか事前に確認しましょう。インボイス発行事業者なら、相手が発行する書類の何がインボイスになるかについて、認識を一致させておくことが重要です。自社が仕入明細書や支払通知書等を発行することになれば、それらの準備も必要です。

必要に応じて価格の見直しなども相談します。取引先からも同様の相談を受けることもあるでしょう。いずれにせよ、双方の合意のうえで価格を決定することが公正取引のルールです。

受領した請求書をどのように保存・管理するか検討する

請求書を、インボイスなのか、インボイスではないのかで区分して管理できるようにすることが重要です。

また、従業員のメールに添付されてきたインボイスを、社内共有の保存場所に保存するルールなどを新たに決めることも必要です。

帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討する

インボイス制度の開始後も、帳簿の記載事項はこれまでどおりで変わりはありません。

ただし、経過措置の適用を受ける場合には、経過措置を適用している旨の記載が必要です。

＊　＊　＊

インボイス制度は、事業者にとって嬉しい制度ではありませんが、これを機にデジタル化の速度が加速され、よりシンプルに、明瞭に処理を進めることができる機会になり得ると考えます。

うば　としこ　大学卒業後、リース会社等を経て税理士事務所を開設。中小企業に寄り添いながらシンプルでスピーディーな経理サポートを行なう。企業研修、経営者向けセミナーの講師としても活躍。